

公立大学法人秋田県立大学学生寮給食業務仕様書

1. 業務委託の概要

- (1) 業務名 公立大学法人秋田県立大学学生寮給食業務委託
(2) 場 所 秋田県南秋田郡大潟村字南2丁目2
公立大学法人秋田県立大学学生寮
(3) 内 容 学生寮食堂にて寮生の給食提供、及び学生と教職員に昼食の有償提供を行う。

2. 業務委託期間

この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、年度末の業務評価において、契約の更新基準を満たした場合には、双方の合意により新たに1年間の契約更新をすることができる。なお、最大更新期間は令和11年3月31日までとする。

3. 委託料

令和8年度は、62,011,000円とする。

4. 食堂の概要

- (1) 場 所 秋田県南秋田郡大潟村字南2丁目2 (学生寮内) 1階食堂
(2) 面 積 食堂 271m² 廚房部分 121m² 事務室等 72m²
(3) 席 数 食堂 185席
(4) 寮生数 定員 240人

5. 業務委託の内容等

(1) 寮生に対する食事の提供

- ①給食の提供期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
②食事は、年末・年始の閉寮期間を除き、朝食、昼食、夕食を提供するものとする。
ただし、昼食は、土・日・祝日のみとする。
③食事数は、朝食43,200食、昼食10,900食、夕食48,400食の総計102,500食が見込まれる。
なお、夏季休業（8月上旬～9月末）、冬季休業（12月下旬～1月上旬）、春季休業（2月上旬～4月上旬）は、寮生の帰省等により食事数の減少が見込まれる。
④食事の時間は次のとおりとすること。ただし、行事等の事由により委託者から指示があった場合は隨時対応すること。

- 朝 食 午前7時～午前8時30分
昼 食 午前11時30分～午後1時30分
夕 食 午後5時～午後9時

⑤食材に要する1食あたりの価格は次の額（税込み金額）を基本とすること。

給食材料費 (1食あたり)			雑費等 (1日あたり)
朝食 320円	昼食 360円	夕食 470円	800円

⑥朝食は、米飯食とパン食とし、いずれも主菜と副菜を選べるようにすること。
また、牛乳を提供すること。

⑦夕食は、主菜と副菜をそれぞれ2種類以上とし、寮生が選択できるようにすること。

⑧献立表に基づく食事を提供すること。

⑨4半期に1回以上、バイキング等特別メニューを組み込むこと。

⑩病気になった寮生については、特別食を提供すること。

⑪食材は、地元の食材をできる限り使用すること。また、アグリイノベーション教育研究センターの生産物の使用に努めること。

⑫寮管理人に対して検食を提供すること。

(2) 平日(昼食時)の食堂運営

①平日は学生(寮生を含む)及び教職員等の利用者に有償で提供すること。

②利用者数は1日30~40人程度と見込まれる。

③営業時間は午前11時30分~午後1時30分とすること。

④受託者は券売機を設置し管理すること。

6. 経費負担

(1) 委託者が負担する経費

①給食用設備機器、調理器具及び食器類等(別紙参照)の設置

②給食用設備機器、調理器具及び食器類等(別紙参照)の更新及び修繕

③各種設備の点検

(2) 受託者が負担する経費

①洗剤等の消耗品

②昼食有償提供者にかかる光熱水費

※積算方法

光熱水費=昼食有償提供分の食数/全体食数×電気・水道・ガス代

③原材料費

④人件費

⑤被服費

7. その他

(1)受託者は、委託者との相互連絡体制を確立すること。

(2)給食業務において不測の事態が生じた場合は、受託者は委託者と協議し、寮生の給食に支障のないよう措置すること。

- (3) 受託者は、従事者の氏名、住所、生年月日等を記載した名簿を委託者に提出すること。なお、変更の場合も同様とする。
- (4) 受託者は、防火、防犯その他災害等の防止に留意し、非常時には委託者の指示に従うこと。
- (5) 朝食・昼食・夕食毎の食事数について、5. (1) ③に掲げる食事見込数の105%を超える場合には受託者と協議の上、変更契約を行う場合がある。この場合の契約額は、当初見込数を超えた分の食事数に、5. (1) ⑤に掲げる給食材料費を乗じて算出した金額を加算した金額とする。また、5. (1) ③に掲げる食事見込数の95%に満たないことが見込まれる場合（特別な事情のある場合を除く）には、満たない分の食事数に5. (1) ⑤に掲げる給食材料費を乗じた合計額の相当分を食材のグレードアップなどに充てるよう努めること。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び変更の必要が生じたときは、その都度委託者及び受託者が協議して定めるものとする。
- (7) 3月末日に給食用設備機器、調理器具及び食器類等の棚卸しを実施し、結果を報告すること。
- (8) 受託者は、委託者から資料等（報告書等）を求められた場合には、それに従うこと。
- (9) 受託者は、施設・設備に沿った衛生管理方法や実施体制、及び事故（地震等の災害、食中毒、感染症等）が発生した場合の対処マニュアル（予防対策を含む）を委託者に提出すること。